

千葉県告示第 857 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項、第 7 8 条の 5 第 2 項、第 8 2 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定事業者の廃止の届出がありましたので、同法第 7 8 条、第 7 8 条の 1 1 及び第 8 5 条並びに千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第 1 0 条第 1 項の規定により告示します。

平成 30 年 11 月 12 日

千葉市長 熊谷 俊 人

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社日本介護福祉グループ	COCOYORI ケアプランセンター登戸	千葉県千葉市中央区登戸 4-5-6	居宅介護支援	平成 30 年 10 月 31 日
株式会社介護と絆	アットホーム七夢	千葉県千葉市中央区生実町 994-37	訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス	平成 30 年 10 月 31 日
株式会社ライトアンドリレーション	リハプライド稲毛	千葉県千葉市稲毛区柏台 1-5-1F	地域密着型通所介護、通所介護相当サービス	平成 30 年 10 月 31 日
株式会社日本介護福祉グループ	茶話本舗 COCOYORI デイサービスセンター新千葉	千葉県千葉市中央区新千葉 3-2-21	地域密着型通所介護	平成 30 年 10 月 31 日